

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部を次のとおり改正する。

現 行				改正後			
国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程				国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程			
平成16年 4月 7日 16 経教 規程第49号							
第1条～第11条 省略 附 則 省略 別表第1 省略				第1条～第11条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) 別表第1 省略			
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)			
別表第3(第4条関係)				別表第3(第4条関係)			
代行機関の職位及び処理する事務の範囲				代行機関の職位及び処理する事務の範囲			
会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲	会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
契約担当役	総括本部長			契約担当役	総括本部長	省略	省略
		<u>教育職員のうち教授、助教授、講師又は助手の職位にある者。</u>	契約担当役の行う契約等支出原因となる行為のうち、自己に配分された予算執行に係るものに限る。ただし、金額が100万円を超えるものを除く。			<u>研究活動を行うことを職務に含む者。</u>	契約担当役の行う契約等支出原因となる行為のうち、自己に配分された予算執行に係るものに限る。ただし、金額が100万円を超えるものを除く。

附 則(19規程第18号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。